

川口市マンション管理適正化推進条例（案）についての意見募集結果

意見募集期間	令和2年11月1日（日）～11月30日（月）
意見提出者数	4人
意見件数	4件
意見内容	以下のとおり

意見の趣旨	意見に対する考え方	案の修正
<p>1 外国人居住者について何ら謳われていない。川口市は全国でも外国人居住者が多い市の一つで、その外国人の多くが分譲マンションで生活しているが、言語や文化等の違いで各マンション管理組合では下記のような諸問題を抱えている。</p> <p>1.多くのマンションの理事役員は輪番制で担っているが、その任務を果たさない（果たせない）。</p> <p>2.管理規則やごみのルールを理解しておらず、問題が多発している。</p> <p>これらの問題を解消するため、条例に盛り込むことを要求する。</p>	<p>本条例では、「居住者等」を、「マンションに居住している者又は使用している者」としており、外国人を含む全ての居住・使用者を指しています。</p> <p>また、本市では外国人施策として、地域で生活する上で必要なルールやごみ捨てのマナー等を多言語で記載した「外国人生活入門ガイドブック」を転入者を中心に市民課、支所、行政センター等で配布しております。また、町会・自治会などからの依頼により通訳派遣や翻訳も実施しています。</p> <p>この他、イベント情報や日本の文化などをテーマに多言語で記載した情報誌「TOMO×TOMO」を年3回発行したり、外国の文化を紹介し相互理解を深める「国際理解講座」などを開催しています。</p> <p>これらのことから、ご指摘の外国人居住者に特化した内容を本条例に反映させることは現時点では考えておりませんので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>	無し

	意見の趣旨	意見に対する考え方	案の修正
2	<p>外国人が川口市も増加して、特にわがマンションは中国人のゴミ出しが問題になっている。市で中国語の貼り紙も用意しているが、指定日以外の日、分別されないゴミ袋が放り出されている。</p> <p>日本語が理解不十分な外国人向けの「プラスチック印刷」をした掲示物を用意していただければ、ある程度改善されるのではないか。既に作成されている言語のほか、朝鮮語、バングラデシュ、中東の言語なども用意できないか。</p>	<p>マンションの家庭ごみの保管場所については、本来、各管理組合等で管理していただくものですが、本市では日本語が判読できない外国人居住者でも適切にごみを出せるように、数多くの言語の分別表示板を用意し各町会・自治会、これらに加入されていないマンション等から要望があれば必要言語及び枚数を配布しています。また、市で作成している下記言語以外の看板が必要な場合には、個別に担当課にご相談いただけますので、よろしくお願いたします。</p> <p><b>【配布場所】</b>  収集業務課  青木収集事務所 青木3-16-1</p> <p><b>【対応言語】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国語</li> <li>・ハンデル</li> <li>・英語</li> <li>・トルコ語</li> <li>・ベトナム語</li> <li>・タガログ語</li> <li>・スペイン語</li> <li>・ポルトガル語</li> </ul>	無し

意見の趣旨	意見に対する考え方	案の修正
<p>3 マンション管理適正化法が改正されたことにより、管理適正評価が重要になることを、広く理解してもらうことが非常に重要なことだと考える。以下の3点の取り組みを行なってはどうか。</p> <p>1.市内の全てのマンションの管理組合宛に「マンション管理適正化法」に付いての資料を郵送して、理解してもらう。</p> <p>2.「マンション管理適正化法」についての講習会を開催して、この普及に努める。</p> <p>3.評価制度がスタートする2022年4月から、一斉に市内の全てのマンションから一年に一回の「通常総会資料」を郵送させることを市議会に諮って条例化させる。</p> <p>その通常総会資料を分析することによって、各マンションの現状を知ることが出来、その結果、川口市として、マンション毎に、支援・対策の手を打つことが出来る。</p>	<p>本条例では、市は、マンションの管理の適正化を推進するため、マンションに関する情報及び資料の提供など必要な施策を講ずるものとしています。市は、ご指摘のマンション管理適正化法についてなど、マンション管理組合に必要な情報について、資料の郵送や講習会の開催を含めた様々な手段を通じて提供して参ります。</p> <p>また、本条例では、市がマンションの管理不全の兆候を捉え、必要な支援、助言・指導等を行うことで、マンションの管理不全による地域社会への悪影響を未然に防止するために、マンションの管理状況を市長に定期的に報告する義務を規定しています。なお、通常総会資料の取り扱いにつきましては、本条例制定後に定める規則において、その対応を検討して参りますので、よろしく願いいたします。</p>	<p>無し</p>

	意見の趣旨	意見に対する考え方	案の修正
4	<p>1.第8条第1項及び第2項について 報告を定期的に行うだけではなく、周辺環境や建物などに変化が見られた場合、随時(即時)連絡するようにした方が良いのではないか。(逗子での斜面崩落のような事例に対応できないのではないか。)</p> <p>2.第9条について 防犯に対する情報及び資料の提供なども、防災同様に必要ではないか。</p> <p>3. 全体的に協働の視点が見受けられないので、防災や防犯に関する訓練などをマンション、担当課、警察、消防などと協働できると良いのではないか。</p>	<p>1.本市では、マンション敷地に限らず、事例をお示しいただいた斜面崩落に関する即時連絡については、総合的に道路建設課にて承っております。また、建築物の変化に関する連絡については、建築物全般の相談窓口として建築安全課が担当しております。</p> <p>2.本市では、警察からの依頼により、必要に応じて防災無線及びきらり川口情報メールにより、犯罪や防犯に関する情報の提供を実施しています。また、川口市ホームページには、市内不審者・犯罪発生情報や市内における犯罪発生件数等を公開しているほか、マンション管理組合を含む各団体の依頼に応じて防犯講座や防犯教室等を実施しています。これらはマンションの居住者等のみならず全ての市民に対して実施しているところです。</p> <p>3.本市では、防災リーダーを育成する目的で実施する防災リーダー認定講習のカリキュラムは、実技については消防職員が担当し、講習の質を確保しております。また、避難行動要支援制度の概要及び名簿については、警察、消防等の関係機関と共有しています。</p> <p>さらに、防犯に関しては、町会・自治会、小学校等の依頼に応じて、防犯講座や防犯教室、小学校における不審者対応訓練等を実施するなど関係機関と連携を図りながら進めているところです。これらの講座等についてはマンション管理組合等からの依頼についても対応させていただいております。</p> <p>これらのことから、ご指摘の内容について本条例に反映させることは現時点では考えておりませんが、ご指摘の事項については、今後の関連行政運営の参考にさせていただきます。</p>	無し